

湖北広域行政事務センター訓令第1号

湖北広域行政事務センター職員の時差出勤勤務に関する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター職員の時差出勤勤務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の仕事と生活との調和の推進及び公務能率の向上を図るため、時差出勤勤務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「時差出勤勤務」とは、湖北広域行政事務センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年湖北広域行政事務センター条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項に規定する1日の勤務時間を変更せず、始業若しくは終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げるにより、湖北広域行政事務センター職員服務規程（昭和40年訓令甲第1号）第7条の2に規定する勤務時間と異なる時間帯に勤務することをいう。

(対象職員)

第3条 時差出勤勤務の対象となる職員は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

- (1) 湖北広域行政事務センター職員定数条例（昭和40年湖北広域行政事務センター条例第4号）第1条に規定する職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員
- (3) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員
- (4) その他任命権者が適当と認める職員

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が必要と認める場合は、時差出勤勤務の実施を制限することができる。

(時差出勤勤務の区分)

第4条 時差出勤勤務における勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、公務の運営上の事情により必要があると認めるときは、所属長は、別表に規定する休憩時間を臨時に変更することができる。

(時差出勤勤務の命令)

第5条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、所属職員に対し、時差出勤勤務を命ずることができる。

- (1) 所属職員が時差出勤勤務を申し出た場合であって、所属長が業務の状況を総合的に判断し、適当と認めるとき。
 - (2) 所属職員があらかじめ通常の勤務時間以外の時間に実施することが決定している業務に従事する場合であって、所属長が必要と認めるとき。
 - (3) 通常の勤務時間内に業務を行う場合、気象状況により著しく作業環境が悪化すると所属長が判断したとき。
- 2 所属長は、時差出勤勤務を命ずるときは、当該勤務日の前日までに、当該職員に明示しな

ければならない。

(報告)

第6条 所属長は、毎月の時差出勤勤務の状況を総務課に報告するものとする。

(実施に当たっての留意事項)

第7条 所属長は、時差出勤勤務の命令に当たっては、所属の業務の遂行に支障が生じないよう努め、市民サービスが低下することのないよう留意しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	勤務時間	休憩時間
A	午前6時30分から午後3時15分まで	午前10時から午前11時まで
B	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時から正午まで
C	午前9時30分から午後6時15分まで	午後1時から午後2時まで
D	午前10時30分から午後7時15分まで	午後2時から午後3時まで
E	午前11時30分から午後8時15分まで	午後3時から午後4時まで